

議案第 79 号

議決第 号

始良市企業立地促進条例の一部を改正する条例の件

始良市企業立地促進条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年11月26日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市企業立地促進条例の一部を改正する条例

始良市企業立地促進条例（平成22年始良市条例第161号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「製造の事業」を「製造業、産業用機械器具賃貸業及び事務用機械器具賃貸業」に改め、同条第3号中「情報処理サービス業」の次に「、広告業、コールセンター業、映像・音声・文字情報制作業」を加え、同条第4号中「新たな製品」を「産業分類に定める自然科学研究所を営む者及び新たな製品」に改める。

第4条第1項第1号中「工業生産施設等の用」を「工業生産施設等のうち工業生産施設又は流通業務施設にあっては、当該施設の用」に、「工業生産施設等の操業」を「工業生産施設又は流通業務施設の操業」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 工業生産施設等のうち情報サービス施設又は研究開発施設にあっては、当該施設の用に供する土地を400平方メートル以上取得した後、5年以内に当該土地で情報サービス施設又は研究開発施設の操業を開始していること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の始良市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に工業生産施設等の操業を開始する事業者について適用し、同日

前に工業生産施設等の操業を開始した事業者については、なお従前の例による。